

全建事発第 089 号  
令和 2 年 9 月 10 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男  
〔 公 印 省 略 〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する  
法律の施行の準備について（技術的助言）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、国土交通省住宅局より本会对し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」の施行の準備について、技術的助言としての通知がありました。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」ならびに、これに関連する政令・省令が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い通知されたものです。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・(建築士関係団体宛) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）

以 上

担当：事業部 山長 TEL:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218 e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp
--